

四万十川沈下橋保存方針の一部改正について（報告）

高知県と四万十川総合保全機構（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）は、四万十川流域の魅力形成している沈下橋を後世に引き継ぐため、防災上、維持管理上支障のない沈下橋を保存することを目的に四万十川沈下橋保存方針（以下「保存方針」という。）を策定し、沈下橋の保存に取り組んでいます。

近年、将来にわたって施設を維持するための長寿命化対策や将来発生が予測されている南海トラフ地震に対する耐震化対策など新たな課題が発生していますが、現在の保存方針では、これらの取り決めがなされていません。

今回は、耐震対策や長寿命化対策の取り決めを明記することで、沈下橋を後世に引き継いでいくことを目的としています。

1 意見公募（パブリックコメント）結果

提出意見数：0件

意見公募期間：平成30年9月25日（火）から平成30年10月24日（水）

閲覧場所：高知県ホームページ、県庁県民室、県内福祉保険事務所（須崎除く）、須崎農業振興センター、環境共生課、四万十川流域5市町役場

結果の公示日：平成31年2月1日（金）

2 保存方針の改正の概要

改正日：平成31年2月1日（金）

(1) **長寿命化又は耐震化する場合の規定を新たに追加**（保存方針 第3条第3項）

管理者が長寿化対策や耐震化対策を実施できるよう新たに規定を追加することで保存方針に明記します。

管理者は、第一種沈下橋について、長寿命化又は耐震化する必要が生じた場合は、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

(2) **災害等で壊れた場合に災害復旧事業ではなく管理者が単独費で復旧する場合に併せて、長寿命化対策や長寿命化対策を実施できるよう従前の規定を一部改正**（保存方針 第3条第2項）

災害等で壊れた場合の例外として、適切な修繕方法を決定することとしていましたが、修繕では長寿命化対策や耐震化対策が困難であることから、管理者が適切な方法を選択できるよう保存方針第3条第2項を改正します。

管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、**適切な方法**を決定するものとする。

(参 考)

原形復旧：災害等にかかった施設を原形に復旧する。（原形に復旧することが困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設の復旧を含む。）

修 繕：機能低下した施設を原状に回復するための措置

（注）災害復旧事業を採択するにあたって、原形復旧を原則とする方針に変更はありません。